スポーツ団体ガバナンスコード

公益社団法人日本トライアスロン連合(JTU)



2021年3月

目次

原則		ページ
[原則1]	基本計画の策定・公表	P3-P6
[原則2]	適切な組織運営	P7-P14
[原則3]	規程整備	P15-P20
[原則4]	コンプライアンス委員会の設置	P21-P22
[原則5]	コンプライアンスの教育	P23-P25
[原則6]	法務、会計等の体制構築	P26-P28
[原則7]	適切な情報開示	P29-P31
[原則8]	利益相反の管理	P32-33
[原則9]	通報制度	P34-P35
[原則10]	懲罰制度	P36-P37
[原則11]	自動応諾条項	P38-P39
[原則12]	危機管理及び不祥事対応体制の構築	P40-P42
[原則13]	地方組織等に対する指導、助言及び支援	P43-P45





基本計画の策定・公表



基本計画の策定・公表

原 則

組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである

審查項目

(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること

自己説明

中長期計画を策定し、公表している。2019年6月の定時社員総会で発表し承認され、現在公式ホームページで公開中。

計画内容は、理事、専門委員長、委員、顧問、参与、事務局職員からの意見に加え、担当理事が全国加盟団体(11プロック.48加盟団体) に説明と意見 交換を行い、実施に際したコメントを幅広く意見を募り、理事会で中長期計画を都度更新する。

https://archive.jtu.or.jp/news/2019/190925-5.html

訂憑書類

JTU短中長期計画 岩城ミッションインタビュー JTU経営戦略 理事会議事録(2019年6月・9月)中長期基本計画を決定した理事会の議事録 2019年度ブロック会議 開催リスト 2020年度トライアスロン都道府県競技団体のブロック会議開催実績

基本計画の策定・公表

原 則

組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである

審查項目

(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること

自己説明

組織運営を強化することは中長期計画(2020年5月理事会承認)で発表。国際化・財務・マーケティング・ガバナンス・法務の視点から、理事、専門委員長、委員、 顧問、参与、審判員、指導者、事務局職員から幅広く意見を募り、人材の採用・育成計画を 2021年度定時社員総会、2022年度定時社員総会で段階を踏んで 承認の上、公表する。

<現状の取組状況と計画骨子>

- 1)組織体制
- ・理事・業務執行理事 構成プランの変更(外部有識者・女性理事の登用と育成)→ガバナンス・コンプライアンスに関する知見を有する人材登用
- ・マーケティング事業局の設置(2020年9月施行済み)→マーケティング戦略実行の専任化を行い、収益基盤を確立し自立した経営体制を築く。
- 2) 国際人材の育成
- ・国際組織(IF、NF、JOC、IPC等)派遣・受入制度を随時施行
- ・スポーツ庁スポーツ国際人材への支援事業でIF事務局に職員を派遣
- ・JOC国際人養成アカデミーへの職員の派遣
- 3) 外部専門人材の採用
- ・スポーツ庁「スポーツ経営人材育成・活用推進事業(専門人材等、外部人材の流入促進)を活用し、外部人材の採用推進。
- ・地方自治体協力会社との人事交流の推進
- ・組織委員会(行政、スポーツ協会等)と人事交流。
- 4) アスリートの採用推進
- 5) 職員教育と勤務体系
- ・給与体系の見直し(ジョブ制度・民間企業体系:短期)
- ・中期的採用計画(障がい者含む)

証憑書類

JTU短中長期計画

岩城ミッションインタビュー

スポーツ庁「スポーツ経営人材育成・活用推進事業(専門人材等、外部人材の流入促進)|

理事会議事録(2020年5月)

スポーツ庁スポーツ国際人材への支援事業

基本計画の策定・公表

内容はHPで公表している。

原 則

組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである

審查項目

(3)財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること

自己説明

財務の健全性確保に関する短期計画は、事業計画書、収支予算書.資金調達及び設備投資の実態や見込みについて事務局、専門委員会、外部コンサルタント等に意見を募り、策定の上、理事会で審議承認を行い、財務の健全性を確保した監査報告書とともに内閣府に提出する。

中長期計画は、2019年度6月に中長期計画が承認されたことから、2019年9月に2020年オリンピックパラリンピック2021年度以降の中長期計画を策定。(給与体系の段階的改正は、競技団体全体の喫緊の課題として認識)

2021年度6月の定時社員総会にコロナによる影響も受け再提出を行う。同時にマーケティング活動等に関して、外部有識者と事務局、専門委員会、顧問等からは幅広く意見を募り、検討PT等を都度設置しながら、最新のポリシーやアクションプランを随時策定する。

訂憑書類

- 8) 定款
- 9) 経理規程
- 10) 事務局規程
- 11) 中央競技団体の経営力強化推進事業(関連資料)
- 12) 中長期財務計画書(2019年8月策定)
- 13) 承認理事会議事録(2019年9月)
- 107) 事業計画書・収支予算書・監査報告書HPコピー (https://www.jtu.or.jp/organization/jigyo/)

証憑書類

JTU短中長期計画

岩城ミッションインタビュー

スポーツ庁「スポーツ経営人材育成・活用推進事業(専門人材等、外部人材の流入促進)」 理事会議事録(2020年5月)

スポーツ庁スポーツ国際人材への支援事業IF事務局職員実績/JOC国際人養成アカデミー派遣実績



適切な組織運営



適切な組織運営

原則

適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

審查項目

自己説明

- (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること
- ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること

1) 役員のうち監事については外部有識者(専門職/特定行政書士・弁護士・会計士)が就任

•現状:

現在外部理事(医師・弁護士等)13%(4/30名)、女性理事27%(8/30名)、アスリート委員会から2名(オリ・パラ)、オリンピアンから1名を理事に配置。業務執行理事に2名女性執行理事を配置。

・ポリシー:

女性及び外部有識者のの登用は、IF /AFの方針からも1990年代から推進されてきており、ガバナンスコード 適用に限らず、組織が自発的に取り組む方針。

· 月標:

短中長期において2030年に女性理事40%の輩出を目標に定め、2021年6月施行予定の「役員選任規程」において「理事候補者のうち 40%以上を女性候補者、25%以上を学識経験者とするよう努めるものとする。」と人数計画を設定。女性役員を将来50%の比率する方針をIFが掲げており、人材の育成・外部からの登用を継続検討する。

•方策:

専門委員会委員への積極的に女性を登用し理事役員候補の育成を講じ、地域ブロック選出理事からの女性の登用を目指す。学識経験者の登用を地域連携や顧問参与からん推薦により候補者リストを作成し検討を行う。

証憑書類

JTU短中長期計画 役員選任規程 役員名簿

適切な組織運営

原則

適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

審查項目

(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること

自己説明

「評議員会」はなく「社員総会」のため対応必要なし。

適切な組織運営

専門委員会規程

原則

適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

審查項目

- (1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること
- ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること

自己説明

- ・定款第36条および専門委員会規程に基づき、アスリート委員会を設置し、定期的に委員会会議を開催している。
- ・理事会にアスリート委員長が出席し、理事会に意見具申するとともに理事会の諮問に応じている。
- ・アスリート委員2名が(男女各1名ずつ・オリパラから1名ずつ(計2名))を理事に就任している。(2020年度6月就任)
- ・アスリート委員はオリ・パラ・マルチスポーツと各種目の現役選手をバランスよく配置し、全強化指定選手の中からの自薦他薦により選出を行った。
- ・IF理事にもアスリート委員枠から理事を輩出するなどIF /NF間で国際的な視点で、アスリートの意見を問入れる体制を講じている。

証憑書類

アスリート委員会規程 アスリート委員会の委員名簿 アスリート委員会のあり方 アスリート委員会推薦案内 アスリート委員会(委員長・副委員長・理事) 理事会議事録(2019年9月) アスリート委員会の議事録 IF理事就任関連リリース 定款

適切な組織運営

原則

適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

審查項目

(2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること

自己説明

- ・理事からなる執行部体制により意思決定の迅速化を図っている。 また、事業の実効性を確保させるため各理事を担当部署(専門委員会など)へ配置済み。
- ・業務内容の多様性から現在の理事30名がの構成が適正と判断している。
- ・理事30名の内訳(11地域ブロック選出理事11名、業務執行理事10名(役職者・IF委員役員・役割別含む)、アスリート委員会選出理事2名、外部有識者含む7名)
- ・本会の歴史とIF・AF方針から、地域性重視は、重要な適性組織構成である。また、3種目の競技から成り立つ競技特異性から、現時点では地域ブロック比率3分の2以上とし、地域の声を反映させることからも現在の構成が適性であると判断している。

証憑書類

役員名簿

適切な組織運営

原則

適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

審査項目

- (3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること
- ①理事の就任時の年齢に制限を設けること

自己説明

・トライアスロン競技は生涯スポーツという競技の特性上、こどもから、80代までの幅広い年代の選手が同じ競技会で競技を行う。また、審判員・指導者も70歳以上であっても業務に支障なく受け入れている。

年齢を問わず、競技の発展に向け役員に登用する可能性もあることから、理事就任時に年齢制限を設けることは得策でないと判断されるため、理事の就任時の年齢に制限を設けず、在任期間の制限を設け、新陳代謝を図る仕組みの整備を行う方針で対応を進めていた。

これは国際 (IF)、アジア (AF)も同方針を加盟NFに示している。本ガバナンスコードの審査項目への適用を行うため、理事就任時の年齢は80歳以下を基本的な指針とすることを2021年6月までの理事会で審議を継続し、2021年度6月の定時社員総会で審議を図る。

証憑書類

細則 役員選任規程 エイジグループランキング概要・リザルト 関連リリースコピー 参加者属性一覧

適切な組織運営

原則

適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

審查項目

- (3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること
- ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること

自己説明

- ・細則 第11条で役員再任の制限について「在任期間が同一職において連続 10 年を超えてはならない。」と制限を設け、2021年6月社員総会から施行する。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。
- (1) 当該理事が在任期間中に World triathlon(国際トライアスロン連合)及びアジアトライアスロン同盟(ASTC)等の国際スポーツ組織の役職者として就任している場合
- (2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上及び中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることが不可欠である特別な事情があるとの「役員候補者選考委員会」の評価に基づき、理事として選任された場合
- ・役員選任規程は2021年6月の定時社員総会承認後から施行することを目途に「役員候補選考委員会案策定」プロジェクトチームを構成し、地域ブロック理事を通じ、加盟団体の意見も取り入れ、理事会で議論を行い、2021年6月までの理事会で討議承認を予定。

証憑書類

細則 役員選任規程

適切な組織運営

原則

適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

審查項目

(4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること

自己説明

- ・「役員選任規程」において理事会とは独立した機関として外部有識者含む役員候補者選考委員会を設置する。なお、運用基準は別に定めるものとする。
- ・役員選任規程は2021年6月の定時社員総会承認後から施行することを目途に「役員候補選考委員会案策定」プロジェクトチームを構成し、地域ブロック理事を通じ、加盟団体の意見も取り入れ、理事会で議論を行い、2021年6月までの理事会で討議承認を予定。

証憑書類

役員選任規程



規程整備



規程整備

原則

[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

審查項目

(1)NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること

自己説明

「倫理規程と倫理委員会細則」第6条(一般社会人としての社会規範に関する事項) において社会規範としての慣習、道徳、法律の遵守に関する事項を 定めている。

証憑書類

倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則

原則

[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

審查項目

- (2)その他組織運営に必要な規程を整備すること
- ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか

自己説明

・各種規程等を整備している。

証憑書類

定款 経理規程 役員等旅費規程 謝金支給規程 感謝状贈呈基準 専門委員会·組織運営規程 事務局規程

規程整備

原則

[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

審查項目

(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか

自己説明

・各種規程等を整備している。

証憑書類

リスク管理規程 個人情報保護方針 情報開示規程 専門委員会・事務局ガイドライン 事務局規程

原則

[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

審查項目

(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか

自己説明

・各種規程等を整備している。

証憑書類

役員報酬規程

規程整備

原則

[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

審查項目

(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか

自己説明

・各種規程等を整備している。

証憑書類

寄附金等取扱規程 財産管理規程

原則

[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

審查項目

(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか

自己説明

- ・IFが定めるイベント・オーガナイザーズ・マニュアル(EOM)及びIFとの大会開催契約書(第7-9条)において、放映権利や商品化など権利、肖像管理などに財政的基盤を整えるための記述が明記されている。
- ・定款 第3章会員において(3) 賛助会員制度を設置し、法人の目的に賛同し、事業を援助する個人、法人又は団体から入会金を得る制度を設けている。

証憑書類

事務局規程 財産管理規程 イベント・オーガナイザーズ・マニュアル(EOM) 大会開催契約書 2020年度オフィシャルスポンサー企画提案書 2019年度オフィシャルパートナー企画提案書

規程整備

原則

「原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

審查項目

(3)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること

自己説明

- ・エリート選手(各年代代表含む)に関わるすべての派遣大会において、出場基準、選考基準、推薦基準を理事会決裁にて整備している。各選手の権利保護を目的に強化指定選手合意書を設け、選手の義務と権利、肖像権などの権利などの項目について、NFと選手間で合意書を取り交わしている。
- ・アスリート委員会を設置して、アスリートの権利の保護を図っている。
- ・通報相談処理規程において、アスリートの権利保護に関する体制を整備している。

訂憑書類

強化指定制度

各種基準公開ページ

各種選考基準,推薦基準

2021年WorldTriathlon公式大会JTU出場推薦基準

2021年WorldTriathlon公式大会JTU出場推薦基準変更に伴う説明会動画キャプチャ(2020年11月26日)

第32回オリンピック競技大会(2020/東京)トライアスロン競技日本代表選手・選考基準

2020年エリート強化指定選手強化費制度

強化指定選手合意書

通報相談処理規程

アスリート委員会規程

規程整備

原則

[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

審查項目

(4)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること

自己説明

・国際審判(テクニカルオフィシャル)海外派遣に関する規程を設置し、国内外の審判員の選考基準、派遣規程を明文化している。

訂憑書類

東京2020大会NTO選考関連書類

国際審判(テクニカルオフィシャル)海外派遣に関する規程

国際審判(テクニカルオフィシャル)資格取得および更新に関する規程

技術代表 (TD)と審判長 (HR)の推薦と承認基準

原則

[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

審查項目

(5)相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること

自己説明

顧問弁護士との契約、監事(公認会計士、特定行政書士、弁護士)への日常的に相談ができる体制が整備されている。

証憑書類

顧問弁護士契約 役員名簿



コンプライアンス委員会の設置



コンプライアンス委員会の設置

原則

「原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。

審查項目

(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること

自己説明

- ・設置済み。既存の倫理委員会と連携し組織内のコンプライアンス徹底を図る。年1回以上委員会会議を開催している。今後、女性理事アドバイザーとして配置や、案件に応じ女子委員会委員長や女性理事に委員会会議にオブザーブ出席を要請するなどの運用を行う。
- ・コンプライアンス委員会は理念や概念の啓発と普及・教育を担当
- ・倫理委員会は倫理コンプライアンス規程に違反する事例の対処にあたる実務・執行の役割であり、理事会への審議依頼を行う。
- ・両委員会は、案件が発生した場合も原因究明と再発防止の観点を連携する必要があり、倫理コンプライアンス規程の文末の倫理委員会細則と同列にコンプライアンス委員会細則を記載をする予定(2021年6月以降・2021年度内に実施予定)

訂憑書類

組織図

専門委員会・組織運営規程 コンプライアンス委員会名簿

倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則

コンプライアンス委員会会議録

原則

[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。

審查項目

(2)コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること

自己説明

・連携をする倫理委員会に弁護士及び外部有識者を配置。コンプライアンス委員会には女性弁護士をアドバイザーとして配置を行う。

訂憑書類

コンプライアンス委員会 委員名簿



コンプライアンスの教育



コンプライアンスの教育

原則

[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである

審查項目

(1)NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること

自己説明

・NF役職員向けには、定期的に啓発のための資料を回覧し、理事会ごとにこれらの補足説明、質疑応答により意識向上を促す。トライアスロン・パラトライスロンフォーラムやコーチングシンポジウムなどの研修会でインテグリティ教育セッションを設け、理事・顧問、都道府県加盟団体の役職員に対し、コンプライアンス教育を実施している。

証憑書類

トライアスロン・パラトライスロンフォーラム要項 コーチングシンポジウム研修要項 ハラスメント対応に関する確認 (通報相談窓口・相談後の対応) 情報セキリュティ関連喚起メール 関連周知メール

コンプライアンスの教育

原則

「原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである

審查項目

(2)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること

自己説明

・NF強化指定選手及び公認指導者に対しては、合宿やシンポジウムなどでのJOCインテグリティ教育プログラムと連携を行いナショナルトレーニングセンター及び競技別NTCにて研修を実施。さらに、ウェブサイトやメールを活用し関連情報を掲載・配信し周知を行う。

訂憑書類

インテグティ教育プログラム実施計画 実施合宿開催案内・研修実施概要 コーチングシンポジウム コンプライアンス委員会からの情報配信メール ハラスメント対応に関する確認(通報相談窓口・相談後の対応) 情報セキリュティ関連喚起メール JTU通報相談窓口情報 アスリート・指導者 各種連絡窓口

原則

[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである

審查項目

(1)NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること

自己説明

・公認審判員・テクニカルオフィシャルのコンプライアンス教育においては、テクニカルガイドライン、技術審判ルール等を利用し、大会事業などと連携し研修を実施している。また、全国レベルでのセミナーが年1回開催され、これを教育の場として活用する。これらの報告書類はウェブサイトで公開し意識向上と実質的な技術向上を促す。

証憑書類

審判員育成プログラム骨子 東京2020大会NTOミーティング概要 インテグリティ教育資料の回覧メール 審判技術セミナー開催概要



原則 6 法務、会計等の体制構築



法務、会計等の体制構築

原則

[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである

審查項目

(1)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること

自己説明

・監事として、弁護士、会計士、特定行政書士の3名を置き、監査においてはそれぞれの専門分野の知識・知見をもとに役員の業務、会計の合法性、等を厳密に監査を実施している。顧問弁護士契約も行い、対応が必要な事象が発生した場合に、迅速に相談と対応ができる体制を構築している。また、日常においても監事の専門分野にかかわる事項に関しては、定期的に相談・検討を行い、そのうえでさらなる専門家に依頼するなどの根拠を得ている。

証憑書類

定款 顧問弁護士契約書 組織図 顧問税理士事務所概要 監事による監査報告書

法務、会計等の体制構築

原則

[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである

審查項目

(2)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること

自己説明

・税理士事務所(夏目事務所:平成21年3月期まで、旧体育協会監査を実施)と顧問契約を結び、日常の会計処理・月次・四半期・決算において常に連携を取って、公益社団法人として適切な会計処理を行い、計算書類等の作成を行っている。

証憑書類

定款 顧問弁護士契約書 組織図 顧問税理士事務所概要 監事による監査報告書 役員名簿

原則

[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである

審查項目

(3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること

自己説明

・会計担当者が、法令・ガイドラインを熟知し、日常の処理においてそれらを順守するとともに、[原則6](1)の通り各専門家における監査を行い検証している。また、 オリンピック・パラリンピックの強化関連の国庫補助金管理を目的とした強化進行管理ディレクターを雇用し、JSC会計の手引き、法令・ガイドラインを遵守している。

証憑書類

JSC会計の手引き



適切な情報開示



適切な情報開示

原則

[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。

審查項目

(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと

自己説明

・財務情報等については、法令に基づき、JTU公式サイトに開示している。 https://www.jtu.or.jp/organization/report/

証憑書類

決算·予算報告

原則

「原則7〕適切な情報開示を行うべきである。

審查項目

- (2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと
- ①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること

自己説明

・主たる国際大会や選手権、等への選手選考に関しては、その基準とともに、それにかかわる情報や結果をJTU公式サイトにて開示する。必要に応じて個別説明や補則 資料の開示等を選手、役員、スタッフ等に行う。

証憑書類

各種基準公開ページ

各種選考基準·推薦基準

2021年WorldTriathlon公式大会JTU出場推薦基準

2021年WorldTriathlon公式大会JTU出場推薦基準変更に伴う説明会動画キャプチャ(2020年11月26日)

第32回オリンピック競技大会(2020/東京)トライアスロン競技日本代表選手・選考基準

2020年エリート強化指定選手強化費制度

適切な情報開示

原則

[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。

審查項目

- (2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと
- ②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること

自己説明

- ・情報開示は、JTU公式サイト等において積極的に開示している。
- ・当ガバナンスコードの遵守状況に関しては、適時JTU公式サイトにて開示する。



利益相反の管理



利益相反の管理

原則

[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである

審查項目

(1)役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること

自己説明

利益相反管理規程を設置しHPに公開。規程第4条(利益相反行為の禁止)

「理事は、JTUとの利益相反行為を原則禁止とする。」と定めている。相反事案に対しては、利益相反管理規程に基づき、厳格に管理をしている。

証憑書類

JTU利益相反管理規程

原則

[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである

審查項目

(2) 利益相反ポリシーを作成すること

自己説明

・配置済=「利益相反ポリシー」を2020年3月25日に設置しHPに公開。

証憑書類

JTU利益相反ポリシー



通報制度



通報制度

原則

[原則9] 通報制度を構築すべきである

審查項目

(1) 通報制度を設けること

自己説明

- ・配置済=2013年6月19日より「通報相談処理規程」施行しHPに公開。
- ・また、女性の弁護士を担当窓口としていることをJTUHPで公表し、女子選手・コーチなどから通報相談を行いやすい環境を構築し、コーチングシンポジウムなどの全国の選手スタッフが集まる研修会やメール配信などで周知を行っている。

証憑書類

通報相談窓口

通報相談処理規程

HP掲載とSNS周知事例、加盟団体への周知事例

通報相談窓口 説明資料

原則

[原則9] 通報制度を構築すべきである

審查項目

(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること

自己説明

・整備済 = 有識者である専門職の特定行政書士と弁護士を担当窓口として配置している。また、女性の弁護士を担当窓口としていることをJTUHPで公表し、女子選手・コーチなどから通報相談を行いやすい環境を構築し、コーチングシンポジウムなどの全国の選手スタッフが集まる研修会やメール配信などで周知を行っている。

証憑書類

通報相談窓口

通報相談処理規程

通報相談窓口(HP掲載とSNS周知事例、加盟団体への周知事例)

通報相談窓口 説明資料 (コーチングシンポジウム)

通報相談窓口 説明資料 (地域ブロック)



懲罰制度



懲罰制度

原則

「原則10」 懲罰制度を構築すべきである

審查項目

(1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること

自己説明

「倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則」において、懲罰にかかる禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、JTUHPに公開を行い、周知している。

禁止行為は同規程第3条・4条・6条、処分対象者は第2条、処分の内容及び処分に至るまでの手続は第7条・8条に定めている。違反する事案に応じて、加盟団体、 倫理委員会の調査(委員会細則第4条)を経て理事会が処分審査を行うほか、必要に応じ第三者機関に調査を依頼を行う。また、同規程第7条においても、処分 の決定をする前に必ず当事者に対し聴聞又は弁明の機会を与えることも定めている。

現状は、処分結果の書面通知について同規程に定めていない。今後は、慎重に議論を行い、倫理コンプライアンス規程への追記または手順規程の整備を検討を行う。 (2022年3月理事会までに承認手続きを検討)

証憑書類

倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則

原則

[原則10] 懲罰制度を構築すべきである

審查項目

(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること

自己説明

・整備済=加盟団体、倫理委員会の調査(委員会細則第4条)を経て理事会が処分審査をおこなう。また、必要に応じ第三者機関に調査を依頼することもできる。

証憑書類

倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則



自動応諾条項



自動応諾条項

原則

[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。

審查項目

(1)NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること

自己説明

・整備済=改定「「倫理コンプライアンス規程」第13条(仲裁)・「競技規則」第146条(仲裁)にて明文化。

証憑書類

- 89) 倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則
- 70) JTU競技規則

原則

[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。

審查項目

(2)スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること

自己説明

・公表済 = 2019年12月6日施行、改定「倫理コンプライアンス規程」「競技規則」ウェブサイト(https://www.jtu.or.jp/join/rule/)にて公表。また、「競技規則」の「主催公認大会用の承諾書」9、(紛争の解決)に掲載し周知させる。

証憑書類

- 89) 倫理コンプライアンス規程と倫理委員会細則
- 70) JTU競技規則
- 71) 主催公認大会用の承諾書



危機管理及び不祥事対応体制の構築



危機管理及び不祥事対応体制の構築

原則

「原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。

審查項目

(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること

自己説明

・危機管理委員会を設置し、危機管理体制は構築。リスク管理規程を定め、緊急事態への対応フローを整備している。また、主催大会運営に際する危機管理対応については、リスク管理規程に定める内容の他に、大会運営マニュアルに危機管理フローを明記し大会中に発生した事故等の対応に備えている。

リスク管理規程

危機管理委員名簿

大会運営マニュアル

イベント・オーガナイザーズ・マニュアル(EOM)

JTU競技規則

Covid19関連 練習・行動再開ガイドライン(2020/5/12)

強化指定選手・スポーツ活動再開ガイドライン(2020/06/18時点)

トライアスロン・パラトライアスロン国内強化合宿等活動における感染予防に関する対応リスト(2021/1/8)

緊急事態宣言発令(2021/1/7)中のオリパラナショナルチーム活動方針(2021/1/13)

JTU海外渡航(大会合宿参加・会議出席等)に関する方針(2020/5/25)

COVID-19 国内向け運営ガイドライン「大会開催に際して注意する点」(2020/5/28)

日本選手権・コロナ対策マニュアル

日本選手権・コロナ対策報告書(11月8日開催)

緊急事態宣言発令に伴うJTU事務局体制(2021年1月7日)

新型コロナウィルス感染症対策としてのスポーツ活動再開ガイドライン

トライアスロンの安全対策を考える日(2021.1.21)

証憑書類

危機管理及び不祥事対応体制の構築

原則

[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。

審查項目

(2)不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施

自己説明

審査書類提出時から過去4年以内に法令違反等の不祥事は発生していない。

原則

[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。

審查項目

- (3)危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること
- ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施

自己説明

審査書類提出時から過去4年以内に法令違反等の不祥事は発生していない。



地方組織等に対する指導、助言及び支援



地方組織等に対する指導、助言及び支援

原則

[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。

審査項目

(1)加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと

自己説明

- ・JTU加盟団体規程を整備し、加盟団体組織の定義と権利と義務を第3・4条に明記し、権限関係などを明確にしている。
- ・JTU業務執行理事(理事)が47加盟団体から構成されるJTU地域ブロック協議会(10ブロック)会議(年1-2回程度)に参加し、指導助言を含めた支援の説明を実施している。

証憑書類

定款(第3章) 細則(第5章) 加盟団体規程(第3・4条) 配布説明スライド資料 JTU地域ブロックガバナンス研修会

地方組織等に対する指導、助言及び支援

原則

[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。

審查項目

(2)地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと

自己説明

- ・各加盟団体との事務局長会議などの開催や地域ブロック会議への執行理事の派遣と研修会の実施などにより情報共有や事務局支援を行っている。
- ①JTU地域ブロックガバナンス研修会
- ②JTU全国加盟団体会議
- ③JTUトライアスロン・パラトライスロンフォーラム
- ④JTUトライアスロン・パラトライスロンコーチングシンポジウム

証憑書類

配布説明スライド資料
JTU地域ブロックガバナンス研修会
JTU全国加盟団体会議
JTUトライアスロン・パラトライスロンフォーラム
JTUトライアスロン・パラトライスロンコーチングシンポジウム